

鹿児島市立中名小学校『いじめ防止基本方針』

1. いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一人丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携していかねばならない。

鹿児島市立中名小学校（以下、「本校」という。）の児童がいじめでつらい思いをすることがないように、私たち大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない。」との意識をもち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、児童も安心して豊かな集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない風土を醸成していかねばならない。

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるようにいじめが行われなくなるようにする。
- 「いじめは絶対に許されない行為である」という認識に立つ。
- いじめられた児童の立場に立ち、児童の生命・心身の保護を最重要として解決に当たる。
- 家庭・地域との連携を密にして、関係者がそれぞれの役割を果たしながら組織的に問題の克服に当たる。

2. いじめの定義 「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

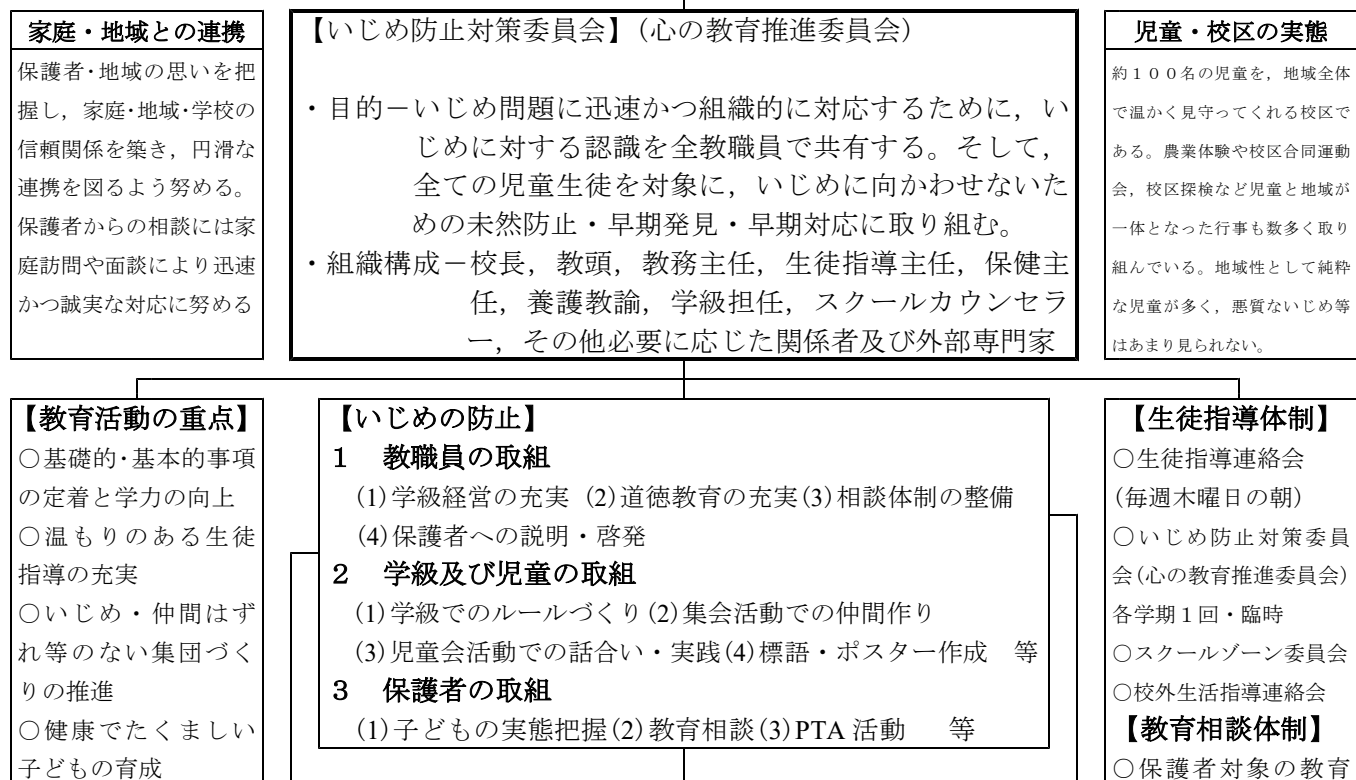
3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

3. いじめ防止全体計画

学校教育目標

ふるさとを愛し、確かな学力をもち、心豊かでたくましい“中名の子”を育成する



<p>○学校・家庭・地域が一体となった教育の推進</p>	<p>【いじめの早期発見・初期対応】</p> <p>1 教職員の取組 (1)日頃の観察(2)日記・連絡帳・生活ノートの活用 (3)教育相談(4)いじめ実態アンケートの実施</p>	<p>相談は、各学期1回の教育相談週間と夏休みの教育相談旬間の計4回実施。</p>
<p>【児童の主体的な活動】</p> <p>○学習の仕方を工夫し、納得いくまで考える。</p> <p>○広い心で助け合い、誰とでも仲良くする。</p> <p>○身なりを整え、礼儀正しくできる。</p> <p>○健康安全に気を付け、目標をもって体力づくりに励む</p> <p>○進んで行い、最後までやり遂げる。</p>	<p>2 児童の取組 (1)本人からの相談(2)周囲からの相談(3)アンケート回答</p> <p>3 保護者の取組 (1)子どもの実態把握(2)教育相談(3)保護者間の情報交換</p>	<p>○児童対象の教育相談は、各学期1回と必要に応じて実施。</p>
	<p>【いじめに対する措置】</p> <p>1 教職員の取組(初期対応の共通理解) (1)管理職へ報告後、事実確認(2)いじめを受けた児童・保護者への支援(3)いじめを行った児童・保護者への指導・助言 (4)必要に応じて、教育委員会・警察等と連携して対処する。</p> <p>2 児童の取組 (1)教師立ち会いのもとでの当事者同士の話し合い (2)学級全体の話し合い(3)教育相談</p> <p>3 保護者の取組 (1)学校が間に入ってから保護者間の話し合い (2)教育相談(学校・関係機関)</p>	<p>【職員研修体制】</p> <p>○生徒指導事例研修〔年3回(講師招聘1回)〕</p> <p>【関係機関との連携】</p> <p>○PTA・民生委員・教育委員会・喜入中学校・警察・SC、SSW等との連携(情報の共有化)を図る。(報告・連絡・相談の徹底)</p> <p>○学校ネットパトロール事業検索結果の活用等</p>

4. いじめの未然防止について

いじめは、どの学級でも、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) いじめについての共通理解

ア 校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り、「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」等で、全校児童を対象に、いじめに関する講話等を行う。

イ 児童理解の時間を毎週木曜日の職員朝会後の「生徒指導連絡会」として位置付け、各学期1回実施する「生徒指導事例研修」とともに情報の共有化を図る。

ウ 4月第3週及び9月第2週の「いじめを考える週間」を中心に、年間を通じて、適宜児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

(2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

ア 児童会活動・児童総会等でのいじめを防止についての主体的な話し合いと取組を推進する。(標語・ポスター)

イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

- 命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ、児童の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。

- 人権尊重の視点から、全教育活動を通じて、児童一人一人に「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。

ウ 自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図る。

エ 心のつながりを深めるあいさつ運動を推進する。

オ 豊かな感性を培う読書活動の推進を図る。

(3) いじめが起きにくい集団の育成

ア 教師は、人間関係作りという視点から学級教育目標を立て、日々の学級経営に反映させる。

イ 「いじめは絶対に許されない」という学級づくりに努める。

ウ 一人一人のよさを活かした分かる・できる授業づくりを推進する。

エ 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。

オ コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。

カ 人間関係を深める異学年交流を推進する。(ふれあい集会・交流給食・児童集会・人権集会等)

キ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるよう適切なPTA活動を進める。(親子学習会等)

ク 担任がPTA学級活動に参加し、情報収集等、いじめ発生防止に努める。

(4) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ア すべての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。
- イ 全校朝会等での表彰式や学校便りなどを利用し、児童の頑張りを多くの他の児童や保護者等に紹介し、自己有用感を高める。
- ウ 教師は、暴言などの否定的な発言をせず、プラス志向の発言に努める。

5. いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することができるようにしていく。

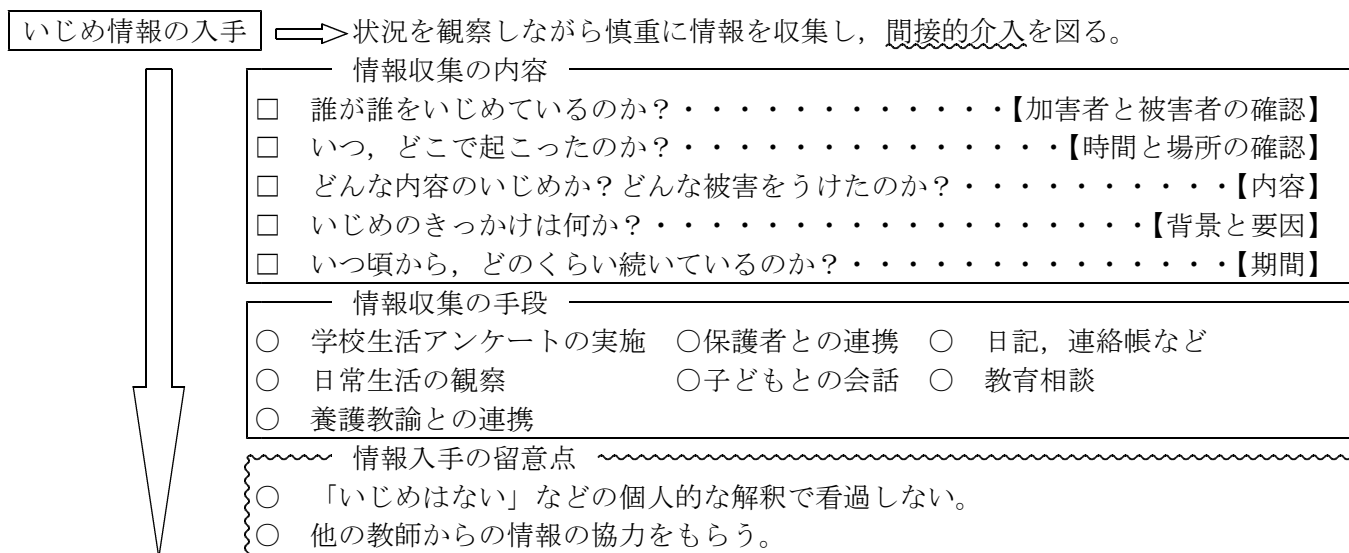
そのために、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。具体的には、下の6項目を中心に組織的・計画的に実践していくようにする。そして気になることについて、日頃から教職員同士（放課後、連絡会など）や保護者（放課後、教育相談日、学級PTA、親子学習会など）、また、関係機関と連絡を取り合う関係を築いておくようにする。

早期発見のための6項目	担当	具体的な取組
○ アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	生活指導係	・「学校生活に関するアンケート」（毎月）と「学校楽しーと」（年2回）の実施 学校生活チェック表（毎週）
○ 県作成の「いじめ対策必携」の活用	生活指導係	・生徒指導校内研修での読み合わせと確認（学期始め、問題発生時）
○ 定期的な教育相談による児童の状況の把握と情報の共有	教育相談係	・教育相談日（毎月1回、問題発生時：児童対象） ・教育相談旬間（年3回：保護者対象 年1回：児童対象）
○ スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用	生活指導係	・スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の案内文の配布と周知（4月）
○ 管理職をはじめ、全職員による校内巡視等の実施	全職員	・朝、休み時間、昼休み時間の校内巡視
○ 学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職 学級担任	・学校便りやPTAの会合

6. いじめへの早期対応について

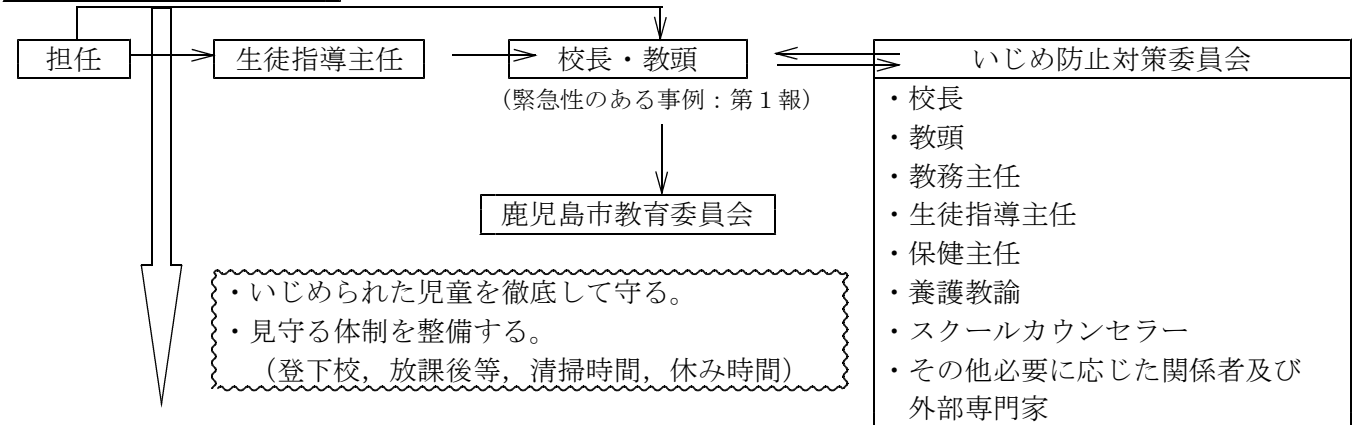
いじめがあることが発見された場合は、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して、担任と生活指導係等二人以上で事情を聴き取り、確認した上で統一様式用の紙に記入する。生徒指導主任が、その日に、いじめ問題等対策等委員会を臨時で開く。そこで、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を行い適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図るようにする。

いじめ問題等への基本的な対応の流れ

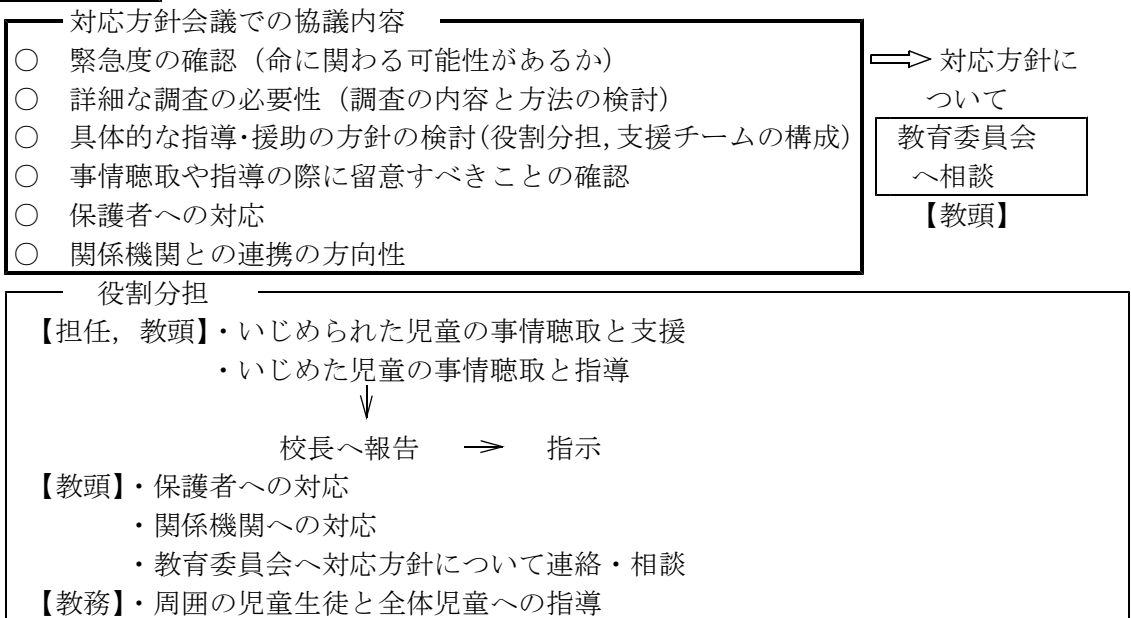


- 教師のいじめ問題への強い姿勢を示す。
- 担任が陥り易い傾向
- 自分の責任と思い込み、自分だけで解決しようとする。
- 指導力が否定されたと感じる。
- 解決を焦る。

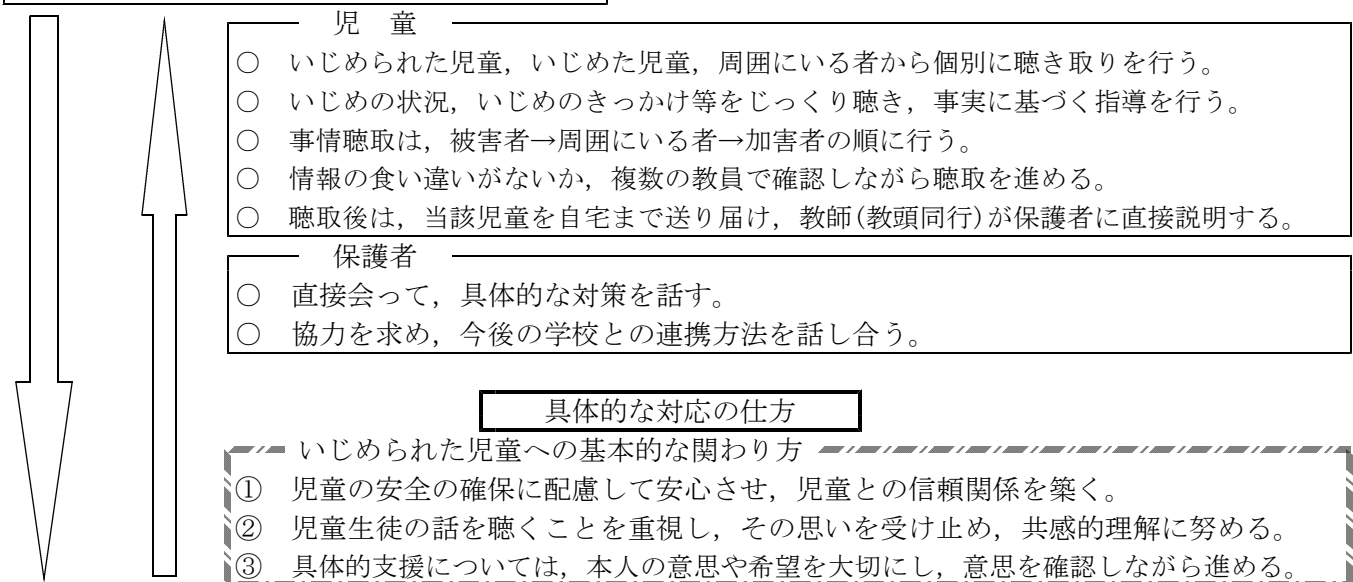
いじめ対応チームの編成



対応方針の決定・役割分担



正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携



※上記のポイントを押さえながら、いじめられた児童の心のケアを心がけていく。

いじめられた児童への対応

- ① いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。
- ② つらさ、悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応を一緒に考える。
- ③ 決して一人で悩まず、大人に相談することの重要性を伝える。
- ④ 良い点を励ますなど、自信回復への積極的支援をする。
- ⑤ 自己肯定感を回復できるよう、学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- ⑥ 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

いじめられた児童生徒と個別面談をする際の留意点

- ① 秘密が守られる環境を用意する。
- ② 焦らず、せかさず、共感的に接する。
- ③ 心の整理をする時間を確保する。
- ④ むしろ、これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。
- ⑤ まずは、教師＝味方の関係からスタートし、指導は心のケアの次の段階で考える。

いじめた児童への基本的な関わり方

- ① いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
 - ② いじめられた児童生徒の心の痛みに気付かせながら、いじめた気持ちや状況などを受容的、共感的な態度で十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
 - ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。
- ※ 上記のポイントを押さえながら、解決を急ぐあまりに不満や遺恨を残したり、陰湿化潜在化したりすることがないように注意深く継続的に指導していく必要がある。

いじめた児童への対応

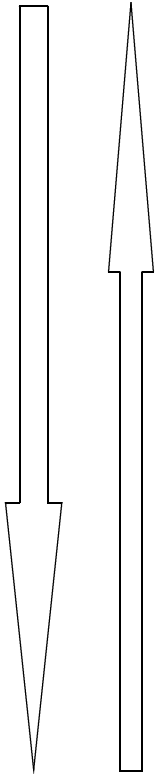
- ① いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別のかかわりを継続する。
- ② 当事者だけでなく、周りの子どもからの情報を収集し、実態を把握する。
- ③ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④ 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- ⑤ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめた子どもの家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。
- ⑦ 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置をとる。
- ⑧ いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い折に触れて必要な指導を行う。

いじめた児童と個別面談をする際の留意点

- ① “開き直り”に対処する。
暴力行為について「ただ遊んでただけ」などと教師や保護者を自分の都合の良い方向に言いくるめようとすることがあるが、終始毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。
- ② 「被害者にも非がある」と認めてはならない。
「確かに、〇〇(いじめられた児童)にも非はあるよね」と認めてはならない。「〇〇も悪いと言ったから、自分は悪くない」と自分の都合の良い方向に解釈することがある。
- ③ “いじめ”という言葉を使わずに指導する。
いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りてただけ」と自分の都合の良いように取り繕うとする児童もいる。「自分のものがなくなったり、他の人が使っていたりしたら、あなたは どう思う?」「相手がただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる?」というように、“いじめ”という言葉を使わずに、その加害者が行った具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだを指摘する。

いじめられた児童の保護者への対応

- ① 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ② 学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。



- ③ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ⑤ 学校として子どもを守り通すことを十分に伝える。
- ⑥ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
- ⑦ 場合により、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対し弾力的に対応する。

いじめた児童の保護者への対応

- ① 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた子どもや保護者の気持ちに共感してもらおう。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 担任等が仲介役となり、いじめられた保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- ④ 子どものより良い成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

傍観者等への対応

- ① いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。
- ② はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ③ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- ④ いじめを訴えることは、チクリではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

指導体制の検討・今後の対応

⇒ 状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討する。

いじめ対応チームによる対応

- 学校生活での意図的な観察及び助言（該当児童と周りの児童の状況）
【学級担任，養護教諭】
- 学級担任へのサポート（情報交換，学級づくりへの支援）
【生徒指導主任，管理職】
- 保護者との連携支援
【学級担任，管理職】
- 関係機関との連携支援
【管理職，スクールカウンセラー】
- その後の状況について教育委員会へ報告
【管理職】

7. 重大事態への対処について

(1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

＜「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)＞

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

イ 重大事態への緊急対応

- 重大事態の報告
重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。

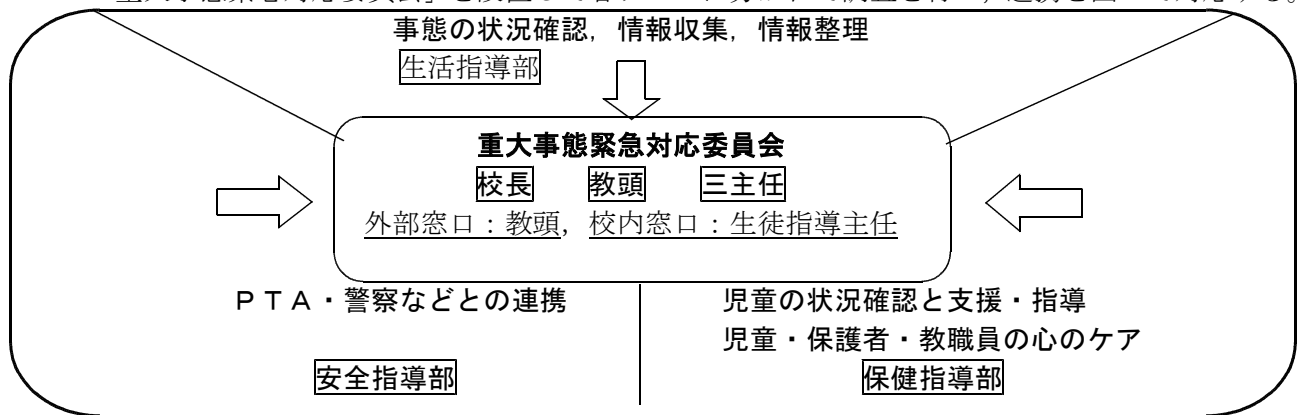
- 全校体制による緊急対応
 - 学校の「いじめの防止等の対策のための組織」は、あらかじめ以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。
 - ・事態の状況確認、情報収集、情報整理
 - ・児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
 - ・PTA・警察などとの連携など
- 市教育委員会との連携
 - ・情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
 - ・臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
 - ・県教育委員会や警察などとの連携についての要請

(2) 学校による調査

法第28条第1項に規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。



イ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・いつ (いつ頃から) ・どこで ・誰が ・何を, どのように (態様)
- ・なぜ (人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

- いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。
 - ・いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
 - ・情報を提供してくれた児童等の安全確保
 - ・県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など
- いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合 (いじめられた児童が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合)、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

(3) その他留意事項

ア 心のケア

- いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と平行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ 調査に当たっての説明等

- いじめられた児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- 調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。

ウ 調査対象の児童及びその保護者に対して

- 調査によって得られた結果については、分析・整理した上、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応

- プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

8. 年間計画

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	楽しい学級をつくろう	年間及び1学期の活動計画の検討、いじめ防止対策委員会(校長室)取組評価アンケート作成	(学校)学校生活アンケート		代表委員会	各教科における指導計画の確認、保護者への啓発	学級PTA PTA総会 家庭訪問	学校基本方針の確認
5	きまりを守って生活しよう	実態に基づいた対応策の検討	(学校)学校生活アンケート	「いじめ防止啓発強調週間」「いじめ問題を考える週間」の実施	代表委員会	3年以上：情報モラル(総合的な学習の時間)	家庭訪問 教育相談 ①	
6	気持ちのよいあいさつをしよう		(県)いじめアンケート・楽しーと	「人権週間」の実施・標語作成	児童総会 代表委員会	1・2年：情報モラル(創意)		小中連携事例研修 ①
7	気持ちのよい言葉遣いをしよう	取組評価アンケート実施 心の教育推進委員会(校長室)	(学校)学校生活アンケート		代表委員会	保護者への啓発	学級PTA 教育相談 ②	喜入地域サポート会議①
8	友だちと仲良くすごそう	取組評価アンケート集計 取組の検証 2学期活動計画の検討					教育相談 ②	事例研修(講師) ②
9	友だちと協力しよう	実践に基づいた対応策の検討、いじめ防止対策委員会(校長室)	(学校)学校生活アンケート		代表委員会	携帯・ネット利用実態調査	学級PTA	
10	いじめについて考えよう		(学校)学校生活アンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施	代表委員会			
11	命の大切さについて考えよう	心の教育推進委員会(校長室)	(学校)学校生活アンケート	道徳(共通主題「生命尊重」)	代表委員会		教育相談 ③	事例研修 ③
12	人権について考えよう	取組評価アンケート実施 集計、取組の検証	学校 楽しーと	「人権週間」の実施・学活(人間関係)	人権集会 代表委員会	保護者への啓発	学級PTA	サポート会議②
1	規則正しい生活をしよう	実践に基づいた対応策の検討、いじめ防止対策委員会(校長室)	(学校)学校生活アンケート		代表委員会			
2	周りのことを考えて行動しよう		(学校)学校生活アンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施	児童総会 代表委員会		教育相談 ④	事例研修④ サポート会議③
3	1年間を振り返ろう	取組評価アンケート実施 集計、取組の検証 次年活動計画案作成 心の教育推進委員会	(学校)学校生活アンケート		代表委員会	保護者への啓発	学級PTA	

9. その他

- 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページで公表し、児童一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
- 学期末に定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していく。